# 171-衆-予算委員会-4 号 平成 21 年 01 月 09 日

### 〇笠井委員

日本共産党の笠井亮です。この年末年始、私も、日比谷公園につくられた年越し派遣村を訪れて話を直接聞いてまいりました。本当に大変な状況であります。大変な問題であります。

そこで、麻生総理、今全国で、一生懸命働いていたのに一方的に突然解雇をされる、雇いどめされて、職と住まいを失い、年末の寒空に投げ出された非正規の労働者の皆さんがたくさんいらっしゃいます。その中の五百人が、ようやく東京のど真ん中にたどりついて、やっと温かい御飯を食べられた、これほど人の情けを感じたことはなかったと口々に言われておりました。

総理は、そういう、働く意思も意欲もちゃんとある人たちがやむにやまれず集まったところが あの年越し派遣村だ、こういう御認識、お持ちでしょうか。いかがですか。

#### ◆麻生内閣総理大臣

今笠井先生の言われた日比谷のところが主に焦点が当たっておりますが、正直申し上げてここだけではありません。全然テレビのスポットは当たりませんでしたけれども、いろいろな形の、善意の第三者というかNPOというか地元の方々で、同様な趣旨のもので規模はもうちょっと小さいことでしたけれども、やっておられるという事実もございます。

したがいまして、これは、仕事だけではなくて住居がなくなるというところがちょっと今まで とは少し状況が違っている、私自身はそう思います。

従来も、解雇通告、三カ月とか半年とか、いろいろ企業によって、また職種によって例は違います。ただし、今回の場合、はい、あしたから出ていってというような話が本当にあったとするならば、これは少々異常ではないか。

したがって、私どもとしては、対応として、企業に対してそれはちょっとということで、しかるべき対応をするべきということで、企業に対して、それを解雇するということは、後からすぐ次に人が入ってくる当てもないんだろうから、社宅はそのまま使えたっておかしくないだろうがと言ったら、借り上げ住宅だと言うから、では、その借り上げている住宅分については何らかの補助もしましょうと。したがって、暫時それらの人たちの住居について助成というものをするなどなど、これまでにないような対応をさせていただきました。

とにかく、こういった状況というのは、年末という特に人々の気持ちの気ぜわしいときになってああいったようなことが行われるということは、そういった方々の善意を含めまして、私どもとしてはいろいろ考えさせられることの多いことだったと記憶いたしております。

# 〇笠井委員

総理、本当にあったとするならと、本当にあったことがもう今全国で起こっているということでありまして、要は、総理、国としてこういう事態はほうっておけない、こういうことだという 御認識ですね。

### ◆麻生内閣総理大臣

これまでのいわゆる不況のときと全然違ったものが起きてきているんだと思います。

一つは、たびたび申し上げているように、不況の下降カーブが過去六十年間で例を見ないほど 急激な落ち方であるという面が一点。そして、いわゆる非正規雇用というものに関しまして、今 言われましたように、はい、きょうから、あしたからもうないというような話で、派遣元の方と の関係も極めておかしな状況というのを考えますときに、従来とは違ったことになっております。 我々としても、百年に一度のということを申し上げておりますので、それの対応につきまして も従来にない対応をしなければならないということになったと存じます。

### 〇笠井委員

今回の派遣村は、市民、労働団体、それからNPOとおっしゃいましたが、千七百人近くもの民間ボランティアに支えられて始まった活動であります。厚生労働省は、年を越してようやく一月二日になって講堂を開放して、引き続き五日以降ということで都内の四施設を一時的に確保いたしましたが、これは一月十二日までの期限つきであります。

そこで、舛添厚生労働大臣、政府として、こういう方々の生活、住居、それから就労支援、就職支援について、何をどこまで責任を持ってやるというおつもりか、御答弁をお願いします。

### ◆舛添国務大臣

笠井委員御承知のように、全力を挙げて、年末年始、この問題に対応しております。

最初にちょっと数字を言わせていただきますと、今派遣村から出られた方々、四カ所の施設に 二百九十三名おられます。その中で、昨日までで百二十五件、就職の相談がありました。それから、生活保護関係ですけれども、二百六十六件の申請が既にありまして、決定したのが既に五十四件であります。それから、生活保護申請者は一万円、行っていない方々は五万円という緊急の貸し付けがありますが、これは既に二百五十件についてそういう決定をしております。

ということで、地方自治体と密接に連携して、今、ハローワークの出張相談をやっている、生活保護の相談をやっている、住宅相談も同時に進めております。

したがいまして、滞在期限一月十二日までに全員が、例えば住居を確保できる、生活保護が受けられればこれは当然できるわけです。そうじゃない方々に対しても細かい手当てをして、最大限、一人一人の住宅、そして、できれば就職ということをやっていきたいと思っております。

### 〇笠井委員

今お話がありましたけれども、ようやく住まいが見つかってほっとされたという方がいらっしゃいますが、では今度は、次は仕事探しだ、まだこれはなかなか大変と。あるいは、生活保護の受給が決まってよかったんだけれども、しかし、アパートはまだすぐ見つからないので、しかも保証人が要るということも含めて、結局、五万何千円か月にもらったとしても、まずはネットカフェに行くしかないな、こういう声もあります。

そこで、大臣、一言確認なんですが、期限が来たからといってただほうり出してしまう、路頭に迷わせるようなことは絶対しないということは御確認できますね。

#### ◆舛添国務大臣

今の見通しですと、これは見通しですから、ほぼ全員に手当てができるというつもりでやっておりますし、仮に、ちょっと手続上間に合わないというようなことがあっても、これは東京都それから関連の区と協力してきちんと対応してまいりたいと思っております。

### 〇笠井委員

きちっとやってほしいと思うんです。ところが、去る七日には、これは名古屋市の場合ですが、 無料の宿泊所で年末年始を過ごした約四百人の非正規の労働者の方々がいますが、滞在期限切れ ということで退所をさせられました。非正規労働者の方々は、バスに乗せられまして名古屋駅前 まで送られて、そこで、はい、さようならということになったわけでありまして、そのままほう り出されました。年末年始を越せたのはありがたいけれども、きょうからはもう泊まる当てがな くて路頭に迷うだけだ、寮の延長など、何とか対処してもらえないかなど、痛切な声が上がって おります。

この問題は、さっき冒頭に総理が言われましたけれども、年越し派遣村、日比谷公園にとどまらない。今回は派遣村にも、群馬などからも、交通費をカンパしてもらったということで、日比谷公園までようやく来ましたという方に私も会いました。そういう方もいるわけですが、来られ

なかった方は、首都圏にはもちろんですが、全国にたくさんいらっしゃいます。

地方の事態も極めて深刻で、各自治体も対応を始めているという状況ですが、厚生労働省はこうした人々に対する全国的な支援の状況をつかんでいるかどうか、その点、確認したいんですが、いかがでしょうか。

# ◆舛添国務大臣

すべて最前線は各自治体ですから、きちんと連携をとってやっていく、そして国としては、例えば住居については雇用促進住宅を開放するということで、例えばきのうまでで千九百八十三件、約二千件これが実現いたしましたとともに、労金を使っての就職のための安定資金の融資ということで、これはもう既に二百二件ございます。厚生労働省の住宅も、各自治体に散らばっていますけれども、これも二百件ばかり各自治体に貸与するという形で、今のようなケースに使っていただくようにということをやっておりますので、各自治体も自分の市役所の臨時職員として雇うというようないろいろな努力をなさっていますので、連携をしながら、さらに進めていきたいと思います。(笠井委員「実態をつかんでいますか」と呼ぶ)すべて、出先のハローワーク、それから労働関係の我々の出先、そして自治体、こういうところと連携をして、情報をきちんと把握しております。

さらに、その上の情報については、これは総務大臣にお願いして、きちんと総務省と連携をとりながら、各自治体との連携を行いたいと思っております。

#### 〇笠井委員

的確な対策というのはやはり実態をつかむことが肝心でありますので、ぜひ、厚生労働省、今 総務省とも連携してと言われましたが、厚労省は労働局が各県にもありますから、きちっと早急 に、全国的な支援の状況、それから問題点も含めて調査をして、早急にこれを当委員会に報告し ていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

# ◆舛添国務大臣

各地のハローワーク、労働基準局、その他の関係団体から毎日情報は上がってきております。 そういうものをどういう形で公表するかは、それは委員会の理事会の御決定に従いたいと思って おります。

#### 〇笠井委員

当委員会への提出を求めたいと思いますが、御検討ください。

○衛藤委員長 後刻理事会で協議いたします。

### 〇笠井委員

こうした首切りされた人たちの当面の生活、住居、就職が確保できるまで、今もありましたけれども、国と地方自治体が協力して、責任を持って十分な措置をとる、救済、救援するということは、総理、これは本当に大事だということでよろしいですね。

### ◆麻生内閣総理大臣

先ほどから申し上げておりますとおり、この種の状況は百年に一度のこととはいえ、過去六十年間でも余り例がないほど、少なくともこの五十数年間の間でこれだけ急激な例はないと思いますので、その意味では、それに対します対応も、今労働大臣述べられましたとおり、いろいろなこれまでにないような対応を考えねばならぬものだと思っております。

#### 〇笠井委員

これは憲法二十五条の生存権、それから二十七条の勤労の権利、義務という観点からも当然必要なことだと思います。まして、こんな事態は、先ほど来議論がありましたけれども、労働法制の規制緩和、派遣労働の自由化の中で起こったことでありまして、いわば政治災害ともいうべきものでありますので、やはり国が責任をきちっと果たすべきだということを強く指摘しておきたいと思います。

もう一つ、今肝心なのは、何よりもこれ以上の首切りを許さないということだと思います。

厚生労働省は、派遣切りなどの解雇、雇いどめでことし三月までに職を失う非正規労働者は、 直近の調査で八万五千人余りだと言っております。昨年十一月の前回調査の約三万人という数字 からしますと、一カ月で二・八倍にも急増して、それも厚生労働省自身が、これは聞き取り調査 の結果であって、そのすべての事例を把握しているわけではありませんということを説明してお ります。

一昨日も、ベアリング大手の日本精工が二千人削減ということを発表しました。昨日は三菱自動車が千人の追加削減を相次いで発表するということで、実際にはさらに大規模な解雇が予想される、首切りが予想されるということであります。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

少なくとも、厚生労働省がつかんでいる八万五千人という人たちのうち、派遣契約を中途で解除される人数というのは何人だというふうにつかんでおられますか。

### ◆舛添国務大臣

約二万九千人でございます。

### 〇笠井委員

この契約の中途解除というのは、会社と労働者との間の契約期間がまだ三カ月も四カ月も残っているのに会社の側がその途中で首を切って放り出す、こういうことであります。契約違反ということだと思うんです。

厚生労働省の調査結果を見ますと、非正規切り八万五千人のうち派遣労働者は五万七千三百人。 その五一・四%、今厚労大臣言われました、二万九千人余りが、途中でほうり出されるということであります。

そこで、舛添大臣、厚生労働省がつかんでいるこの二万九千人もの契約の中途解除、派遣労働者の解雇などという理不尽は、これはやはり直ちにやめさせるべきだ。どういう指導をしているんですか。

# ◆舛添国務大臣

まず、派遣先が労働者派遣契約を中途解除するということは、雇用の安定上、私は好ましくないと思っております。やむを得ず契約を中途解除する場合には、これは派遣元そして派遣先指針というのがございまして、これに基づいて、双方の企業に対しまして、例えば、関連企業で就業のあっせんをしなさい、それから、新たな就業機会を確保しなさい、こういう措置をとることを各都道府県の労働局に対して指導し、徹底するように指導をしております。さらに、私自身も経団連に対しまして、可能な限り避けてくれという要請を既に行っております。

それから、派遣元、これは労働契約法によって、有期労働契約はやむを得ない事由によらない限りは違法になっておりますから、これは解雇できないことになります。このこともきちんと啓発するとともに、何度も御説明していますけれども、雇用調整助成金を活用すれば解雇をしないで職業訓練をやっていただく、休業していただく、その間八割まで国が見ますから、これはぜひ活用させていただきたいと思いますので、そういうさまざまな施策を講じながら、派遣元、派遣先双方に対して今後とも指導を行っていきたいと思っております。

### 〇笠井委員

契約の中途解除というのは、雇用の安定上好ましくないというだけじゃなくて、契約違反なんですよ、基本的に。

そういう問題について、好ましくないということで、今、通達を出したりということで幾つかのことを言われましたけれども、では、実際に、好ましくない、おかしな問題というふうに厚労省がつかんだり、あるいは、ちゃんとした事由がなければ違法だということも今言われたことがありましたね、そういうケース、一件でもあって、これは問題だと指摘して改善させたというのはありますか。具体的に。

### ◆舛添国務大臣

ですから、派遣というのがどういうことであるかを正確に御認識いただきたいのは……(笠井委員「知っていますよ、それは。わかっています」と呼ぶ)いや、今の御質問だと、そのことの……(笠井委員「二つのことを言われたのはわかっていますよ」と呼ぶ)いや、ですから、派遣先と派遣元の……(笠井委員「だから具体的な話を聞いているんです」と呼ぶ)

○衛藤委員長 笠井委員に申し上げます。 発言は起立の上願います。

### ◆舛添国務大臣

企業間の契約ですから、この企業間の契約に対して、好ましくないということは言えますけれども、法律で、この国会で決めた法律で決まっていることではありません。しかし、派遣元と労働者の間は労働契約の法律に基づいてですから、こちらに対しては違法ということが言えます。

したがいまして、そういう要請はしておりますが、そこから先は各企業がきちんと対応していただくしかありません。

#### 〇笠井委員

二つの問題があることはわかっています。しかし、違法だと、派遣、そういう問題について… (舛添国務大臣「好ましくない。違法じゃないんです」と呼ぶ) いやいや、違う違う、後段の話です。派遣元がそれをやめさせるということになると、これは合理的な理由がなきゃ違法だと言ったでしょう、大臣自身が。その部分について、では、一つでも具体的に、これは違法であるからこうだと指摘して改善させたというのはありますか。

#### ◆舛添国務大臣

派遣元とそのもとにある労働者の間の契約違反については法律違反ですから、個々の企業については言及しませんですが、きちんと指導し、是正をしているというのが現状でございます。

# 〇笠井委員

問題は個々に起こっているんですから、それについて言及しないということ自体が私はおかし いと思うんです。

その点でいいますと、今、違法だという問題、労働契約の問題ということを言われましたが、 厚生労働省は十二月九日に、その非正規切り防止の通達を出されました。これは大事だと思うんですけれども、その通達でさえ、契約期間満了前の解雇というのは、やむを得ない事由以外は労働契約法第十七条違反とちゃんと言って、そうやって周知徹底するというふうに言われているわけです。今厚労大臣言われたんですから、それをきちっとやらなきゃだめだと思うんですよ。

ところが、依然正されていない現実がある。

三菱ふそうトラック・バスという会社がありますが、川崎工場の派遣と期間従業員約五百人を

十二月末までに切りました。契約途中に通告された人々から、実際に私、話を聞きました。

これは、この会社に派遣されていたHさん、三十八歳の男性ですけれども、このHさんの場合の契約の経過をまとめたものであります。

二〇〇五年の九月二十九日から三十日までの二日間の契約に始まって、その後、同年の十月から三年半にわたって、六カ月、六カ月、五カ月、十八日間、五カ月十三日、六カ月、十八日間、五カ月十三日、六カ月ということで、こういう形で契約を繰り返しながら雇用が継続されてきました。それが、二〇〇九年、ことし二月末までの契約期間がまだ二カ月以上残っている途中の昨年十二月二十六日に中途解除、解雇されまして、寮からの立ち退きを求められました。通算して三年以上連続して働いているわけですが、直接雇用の話も違約金の話もなしに切られたわけであります。

舛添大臣、先ほど通達やあるいは違反ということも言われましたけれども、これは明らかに厚労省の通達にも反する。こんな首切りはきちんと指導してやめさせるべきじゃないんですか。いかがでしょうか。

### ◆舛添国務大臣

今お示しになっている図について、要するに、二つのことを混同してはいけないということを 先ほどから申し上げているので、中途解除というのは、その図で言うと、派遣先の三菱ふそうと 労働者を派遣している派遣元との間の中途解除……(笠井委員「でも、イコール解雇になっている」と呼ぶ)ちょっと待って。それが中途解除ですね。それは、三菱ふそうと派遣元との間の企 業間の契約ですから、ここは、好ましくないと言っていますけれども、法的な強制力はあり得ま せん。しかし、派遣元、どういう会社か知りませんですけれども、派遣元とその労働者の契約が どうなっているかということをまず教えていただかないと、判断ができません。そのときは、派 遣元はその労働者に対して責任を持っていて、それが法律違反であればきちんと対応するという ことですから。

まず、事態、具体的な事実について言っていただくということとともに、派遣元はそういうことをやらないように、例えば、今、寮から追い出されるということがありましたけれども、たとえ首を切っても寮から追い出さないために、例えば社員寮をそのまま使わせてくれる企業に対しては四万から六万の支援をすると、さまざまな手を考えておりますので、法律に基づいてできるだけの支援はし、指導をする、この立場は全く変わっておりませんで、まずは事実関係を明確にした上でのお答えをしたいと思っております。

#### 〇笠井委員

前段の方の三菱ふそうの方と派遣元との関係では、好ましくないというお話がありました。 後段の方で言うと、混同していないんです。二十六日に派遣契約が中途解除されて、そして同時にこの人は派遣元の会社を解雇されたわけです。そういう問題なんですよ。こういう具体的な問題についてやめさせられないでどうするかという問題であります。ほうっておくから、大企業による大量の首切りをとめられずに、第二、第三の大波がやってくるんです。

三十五歳のSさんも、世界規模の経済情勢悪化に伴って、社内での生産調整の影響によって、 十二月二十六日をもって三菱ふそうトラック・バス株式会社組立工作部大中型車両組立課の係、 班からの人員削減となりますと、一片の紙をもらって、ことし三月までの契約を途中で打ち切り ということで、解雇、寮からの立ち退きというふうになっています。

Sさんは、この後、まだ仕事が見つからない、四年間も正社員と同じ仕事をやってきたのに、 勤務年数や仕事ぶりと関係なく契約を打ち切られてしまうのは納得できないと言われておりまし た。いずれも、契約中途解除と寮からの退去の撤回を求めて頑張っていらっしゃる、労働組合に 入って。 私は、こういう事例についても実態をつかんできちっと調査をして強力に指導すべきだ、監督 すべきだと思うんですけれども、それはできないんですか。

### ◆舛添国務大臣

先ほど来何度も申し上げていますように、個々の企業について細かく言及はいたしませんが、 しかし、中途解除については好ましくない、そして、それをやるような場合には、派遣元、派遣 先に対して、関連企業への就職のあっせんをしなさい、さらにほかの就業機会を求めなさい、も ともとは派遣元企業がきちんとその就職の世話をしないといけない、そして法律違反があればき ちんと指導する、これは今後ともやっていくとともに、首を切っても社員寮に住まわせていただ くような財政的な措置も考えておりますし、さまざまな手を打っている。

今回の雇用政策は、かつてないほど大規模かつ徹底したものであるということを明言しておき たいと思います。

### 〇笠井委員

実際に首切られているわけですからね。かつてないほど明快にやったら、もっと本当に事態は 変わっているはずです。

委員長、大企業に雇用を守る社会的責任を果たさせるという見地から、私、昨年十二月五日の 当委員会で、大量解雇計画を進める大企業の代表、自動車産業ということを具体的に申し上げま したが、参考人として招くよう求めました。あわせて、私も、先ほどありました、御手洗日本経 団連会長、そして非正規切りに遭った労働者の皆さんも参考人としてこの委員会にお呼びする、 このことを求めたいと思いますが、理事会で諮ってください。お願いします。

○衛藤委員長 後刻理事会で協議いたします。

# 〇笠井委員

同時に、私、今伺っていて、厚生労働省の通達だけではなかなか雇用が守り切れないなと。三 月末以降の大量解雇のおそれが極めて深刻という中で、我が党は、この通常国会で、文字どおり この問題では超党派で話し合って、これ以上の派遣切り、期間工切りを防止するという緊急の実 効ある対応措置を求めていきたいと思っております。

そこで、総理、今日の景気悪化のもとで、いわば名立たる大企業を先頭にして大量解雇が進められているわけでありまして、私は思うんですけれども、個々の企業にとっては、人員削減をやるということによって、一時的、瞬間的には財務状況がよくなるということになるかもしれないんですが、しかし、それがすべての企業で一斉にやられるとなりますと、今の、まさに国民が目の前にしているような事態、国民のたくさんの人たちが切られる、国民の所得を減らして消費が一層冷え込む、そして下請や地域経済にも甚大な影響が出てまいります、日本の経済と社会の前途を危うくすることにならないか。

麻生総理、このような一斉の大量解雇というやり方は、結局のところ、企業にとっても、その 存立あるいは発展を脅かしていくような自殺行為につながるんだよ、こういう認識を私は持って いるんですけれども、いかがでしょうか。

#### ◆麻生内閣総理大臣

経済に合成の誤謬という言葉がありますのはもう先生よく御存じのとおりだと思いますが、その企業においていいことであっても、コストを削減するというのはその企業にとっては間違いなく正しい、利益追求という本来の形からすれば正しい、しかし、それを全国四百二十一万社みんなでせえのでやるとどういうことになるかというのは、必ずしも、個々において正しくても全体でやるといいことにならない、そういった場合、合成の誤謬という言葉を使います。

そういったことになりかねないという心配を多分、笠井先生はしておられるんだと思いますが、おっしゃるとおりで、今回の場合は、従来と違っておりますのは、少なくとも、どこかで引っ張ってくれるような景気のいい国が存在せず、世界同時に不況になっているというのが一点。もう一点は、各企業の中において非常にリーディング産業みたいなものが、かつての鉄であったり造船であったり自動車であったり、そういったリーディング産業みたいなものが今の段階ではなかなか目についていない。ここのところがもう一つ大きな問題なんだと思います。

では、どうするかといえば、ここはみんなで少しずつ少しずつ支え合わないかぬというところを多分笠井先生は言っておられるんだと思いますので、企業というものにとりましても、ここは大いに頑張って支えるという気概、企業として存続するためにぎりぎりのところ、倒産するとさらに大きな被害になりますのでそれは避けねばなりませんが、そこの一歩手前ぐらいまでのところまで踏ん張る、そういった気概というものを各企業の経営者たる者が持たねばなかなかこの段階は難しい。私もその面は、それがすべてとは申しませんけれども、大きな要素であろうと存じます。

### 〇笠井委員

まさに本当に今、個々にやり出したら全体が大変なことになる。私も、一九九九年のリストラ あらしのときに参議院の予算委員会その他で与謝野大臣とも議論しました。私も、そういう点では、まさに大企業自身が踏ん張って雇用を守るということが必要ですし、だからこそ雇用を守る ルールをつくらないといけない、やはり、企業全体ここは守ろうよということを、だから、そこに政治の出番があるんだと思います。そうやって大企業に雇用を守らせることは、私はある意味一番の景気対策にもつながると思います。

そういう中で、今、大企業による大量の派遣切りという事態を目の当たりにして、使い捨て労働をなくせという世論がますます高まっております。

そこで、パネルをごらんいただきたいんですが、資料二枚目です。

棒グラフが資本金十億円以上の大企業の内部留保の推移であります。これは、利益剰余金、先ほどありましたが、それに資本剰余金、引当金、有価証券ということで入っておりますけれども、これが折れ線グラフの派遣労働者の増加とともに、順調にというと変な言い方ですが、増加しております。

派遣労働が原則自由化された一九九九年の百七十九・六兆円から、二〇〇七年までの八年間に、 六十兆円もふやして二百三十九・八兆円にもなっている。まさに派遣労働者の皆さんを先頭にした、血と汗と涙でため込んだものがこうやってふえているわけでありまして、私は計算したんですが、このわずか〇・二%でも回せば、厚生労働省が今つかんでいる八万五千名の方々の正社員化は可能であります。

そこで、河村官房長官、去る五日の記者会見で、企業側に内部留保を活用して雇用の確保に努めるようにということを求められましたけれども、私は、今のような状況の中で、今こそ本格的にこのことに取り組む、企業に働きかけてきちっとやらせる、大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ◆河村国務大臣

一月五日に、記者団の方から、会見において、麻生内閣として雇用の問題にどう取り組んでい くのかという質問がございました。

これに対して、内閣としては、今、雇用の問題は喫緊の課題である、この問題に全力を挙げて 取り組んでおるんだということと、私は企業に勤めた経験もありますが、まさに企業は人なりで ありますから、こういうときにこそ、やはりきちっとした人材を企業が持っていくという姿勢も 非常に大事なことではないか、こう申し上げておりまして、企業は経営判断をいろいろするわけ でございますが、この中には、やはり企業が存続することが第一でありますから、そして長期的な展望を持たなきゃいかぬ、こういうことの中にも、雇用の維持に最大の力を果たしていく、これも企業の社会的責任の一つだ、日本の企業の経営、いわゆる生涯雇用であるとか日本的経営と言われた、そういう中にそういう視点があってもいいのではないか、こういうことを申し上げたわけでございまして、内部留保の活用ということもその一つになっていくだろう、このように申し上げたところでございます。

政府としても、今、二次補正、そしてこの次の本予算、雇用調整助成金等を持っておるわけでありまして、企業のそうした姿勢に対しては支援をする、こういうことをやっておるわけでありますが、企業側としてもいろいろな手だてを考えていただく、内部留保の活用についても考えていただく、あるいは労働分配率を増すことも考えていただく、そういうことはこれからも、折に触れてといいますか積極的に、経営者団体等々を通じて要請を強くしてまいりたい、このように考えておるところであります。

# 〇笠井委員

総理御自身もそういう立場で、内部留保の活用を含めた、やはり企業に対する、あるいは財界に対する働きかけ、これをきちっと求めていくということは大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

### ◆麻生内閣総理大臣

たびたび答弁もいたしておりますが、いわゆる団体、商工会議所などなど、そういう企業、経営者側の団体と、それから、非正規社員を正規社員にかえてうまく成功させた企業、ちょっと名前は申し上げられませんけれども、その方々と一緒に話をしてもらうという機会を、官邸で主催をして自分でやって、こうやった結果うまくいっている企業もありますということも申し上げたこともあります。

いずれにしても、この内部留保の使い方ということに関しましては、今までと違って、一つは、 多分猛烈な勢いで資金繰りがきつくなってきていますから、内部留保を厚くしておかないとキャッシュフローが動かなくなるだろうということに関しては過剰反応していることはもう間違いないと思いますが、いわゆる国際金融の面で、かなりそこの分に関しましては、信用収縮というものを最低限にとどめるということを今いろいろやっておりますので、少し効果があるかなとは思っております。

いずれにしても、CPやら何やらこれだけ極端なことになってきますと、企業の経営者側の気持ちも猛烈かたくなっているというのが多分現状だなと思いますので、そういう気分の問題、気の問題という点に関しましても留意をして、ぜひ、そこらの点は金融の面できちんとしていくので、内部留保の扱いについてという点は重ねて言わねばならぬところかなと思っております。

# 〇笠井委員

やはり、政府としても政治の責任として企業に社会的責任を果たさせると。それから、解雇、 首切りを許さないということでの緊急の実効ある措置とあわせて、この際、やはり労働者派遣法 の抜本改正が必要だ、このことを強く求めて、質問を終わります。